

シリーズ
ご存知ですか

後期高齢者医療制度と 入院・手術を体験して

地方公共
団体「神
奈川県後
期高齢者医療広域連合」(広域
連合)が各市町村と連携しなが
ら制度の運営が行われています。

(診断群分類別包括評価)という
医療制度の対象病院では、高額
な治療費の負担を軽くするため、
「限度額適用認定証」事前申請
を勧められました。この「事前
申請」を川崎区役所で行うと
「後期高齢者医療限度額適用」
が発行され、
そこには
「適用区分」
が明記され、
私の場合は
「区分II」で
受付場所川崎市住宅供給公社市営住宅管理課
(川崎区)の窓口。詳しくは住宅供給公社
TEL 244-7578
「応募がない等の理由による空き家住宅」は先着
順で入居者を募集します。
川崎市住宅供給公社のチラシより抜粋

市営住宅入居募集の回数が増えました

○「社会全体で支える仕組み」
2008年に発足した「後期
高齢者医療制度」は医療費のう
ち医療機関などの窓口で支払う
金額を除いた残りの分、約4割
は現役世代からの支援金、約5
割は公費、約1割が後期高齢者
の保険料で賄われていると説明
されています。

○「被保険者」①75歳以上の
方、②65歳〜74歳で一定の障害
状態にあり、広域連合の認定を
受けた方と定められています。
○お医者さんにかかる時の自
己負担割合 医療費の自己負
担割合は、医療費の1割または
3割です。

「後期高齢者医療」は、複雑・
多岐なものです。以下、入院・手
術にあたっての体験を若干述べ
たいと思います。

所得区分	自己負担割合	1食あたりの食費
現役並み所得 一般	3割 1割	460円
区分I・IIに該当 しない指定難病者	3割又は1割	260円
区分II(低所得者II)		
90日までの入院	1割	210円
過去12か月の間に 91日以上入院	1割	160円
区分I(低所得者I)	1割	100円

所得区分	自己負担割合
現役並み所得III	3割
現役並み所得II	3割
現役並み所得I	3割
一般	1割
区分II(低所得者II)	1割
区分I(低所得者I)	1割

◇「高額療養費」
一月間の
後期高齢
者医療の
自己負担
限度額「
厚生労働
省の認定
を受け、
D P C
療養費」
の自己負
担分や食
費の自己
負担な
代は「所
得区分」
による
「区分」
によっ
て決めら
れるので
自分の「
所得区
分」が
どこに
該当す
るか知
ってお
くのが
良いで
す。

市営住宅入居者募集
時期と回数が変わります

平成30年度まで年2回
5月・10月

平成31年度から年4回
6月・9月・12月・3月

※申込受付期間については、各月1日号の市政だより及び川崎市ホームページにてお知らせします。

常時募集のお知らせ
定期募集において「応募がない等の理由による空き家住宅」を申込順(先着順)で入居者を募集します。
○申込受付期間：平成31(2019)年5月20日(月)～(※土日祝日を除く)
※ただし、申込受付期間初日のみ同一住戸に複数申込みがあった場合抽選を行います。
○申込方法：川崎市住宅供給公社市営住宅管理課(川崎区)の窓口で申込書を記入
詳しくは住宅供給公社にお問い合わせください。

お問い合わせはこちらまで ※土・日・祝日、祝日を除く8時30分～17時15分まで
川崎市住宅供給公社 市営住宅管理課 ☎ 044(244)7578
ホームページ <https://www.kawasaki-jk.or.jp/> FAX 044(223)1338
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目2番地4 川崎砂子ビルディング1階

相談事例 (その164)

住まい・暮らしが解決、 皆さんの励ましに勇気が

日進町に住むOさん(77歳)
は夫の障害年金と自分の働きで
やっと生活してきましたが昨年
10月夫に先立たれ、葬儀費用20
万円を会社で借金し毎月5〜6
万円ずつ返してきました。

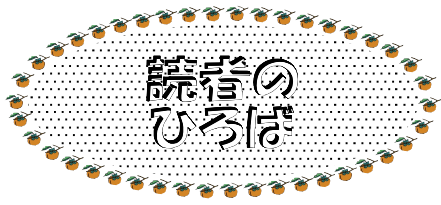
早速日進町のIさんがOさん
に同行し川崎福祉事務所に行き
ました。勤めていた会社の給
与支給方法が毎月5,000円
を前払いし、毎月15日締めで翌
月10日に残りを支払うため、実
際手元にお金がないのに2月の
収入が保護基準をオーバーする
との理由で却下されました。

Oさんは「相談センターのお
かげで短期間に住まいのこと、
暮らしのことがすべて解決し安
心して入院ができます」「毎日
事務所で炊き出しをして、みん
なで寄り添って励ましてくださ
りとても勇気づけられました」
「こんなに心の温かいグループ
があることを初めて知りました。
仲間に入れてください」と。

くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2019年5月 第188号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) <http://kurasino-soudan.jimdo.com/>



ちぎれ絵

内藤恵子さん(四谷
上町)の作品

収入の実情を 詳細に説明

3月に所長が
福祉事務所へ同
行し再度申請し
て生活保護の受
給が決まりました。
た。そしてすぐ
に保護課のケー
スワーカーから
家賃5万370
0円以下のアパ
ルトを探すよう言
われました。



「八丁畷の仲間から「地方選挙
では、毎日活動に参加してくだ
さり実務能力抜群の仲間が増え
て仕事で培った経験を活かして
いただき楽しい
選挙ができた
喜び感謝の気
持ちを語って
いました。」

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ（無料です）

4月の相談内容と件数

(3月21日～4月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-4月合計
住宅問題	4	14
生活保護	4	8
身障者問題	0	1
就職・仕事	0	2
医療・病院	4	15
市への要求	0	1
多重債務	0	0
架空請求	2	2
税金・年金	1	1
交通事故	0	0
子供問題	0	2
離婚問題	0	1
弁護士等の相談	2	12
不動産問題	1	7
後見・相続	7	26
その他	7	27
合計	32	119
開設からの総合計 (2003年9月)	7033	

気を付けましょう架空請求

今月に入り、「総合消費料金未納分控訴最終通知書・民事控訴最終通達書」がハガキで届き、相談センターに相談に見えられました。いずれも、財産、給与等の差し押さえますと脅かし、当人様が直接電話するようにと促し、差出人住所も千代田区霞が関1丁目と最もらしい手口です。このようなハガキは振り込みサギと一緒に。怪しい文章が届いたら一人で対応せずに、相談センターに相談してください。

5月の予定
★無料法律相談日
5月21日(火)
午後6時30分～
予約が必要です。時間が限られていますので要件はまとめて。
★土・日・祝日は休み
☆相談時間は
9時30分～17時30分



「任意後見友の会お花見に行きましょう」とお誘いを受け、4月10日～11日男女合わせて10名で行ってきました。初日はあいにくの雨の出発、車が進むにつれみぞれから雪に変わり、運転に注意しながら途中温泉(鹿の湯温泉)に立ち寄り雪の中の露天風呂につかり早めに宿へ到着。宿泊先の八ヶ岳自然少年の家では積雪25cmにもなっていました。

成年後見友の会
「高遠城址の桜」を見てきました
春爛漫、高遠城址公園



翌日は絶好のお花見日和、初参加で、初めての高遠城址公園は澄んだ青空、八分咲きのピンク色の桜、昨日の雪とのバランスは絶景で、最高でした。毎年違う自然が織り成す景色に出会える楽しみを満喫し、身も心も満たされた旅になりました。お世話になりました。

中央地域境町相談所

(日本共産党後援会事務所)

「困ったとき・迷ったとき」
 ご相談ください。

電話 23315812

所長 片柳すすむ

新運営委員の紹介



ともりの
 木村 朝教さん
 川崎中央プランナー(株)

この度は新しく、運営委員をさせていただき事になりました木村朝教と申します。

私の父は、川崎区で不動産業をやっておりくらしの相談センターでは開設時から不動産関係の無料相談を引き受けてきました。

相談センターの運営委員を要請されたとき父から「頑張りなさい」と背中を押されて引き受けました。

また、日本ベトナム友好協会川崎支部の会員でもあり、今までの多くの自転車をベトナムの恵まれない子供たちに届けてきました。運営委員とは何をやるのかまだ分からないことだらけではございますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

くらしの相談センター企画・川崎市後援
「より賢くなって楽しく生き抜こう！」
 第1部・より巧妙化する悪徳商法や詐欺から高齢者を守る緊急企画。
 第2部・この街の音楽グループ「ザ・のんべず」のステージを楽しみ、そして歌いましょう。
日時 6月9日(日)
時間 14時開会
場所 東海道かわさき宿 交流館4階



4月16日の運営委員会で選挙結果報告を行う片柳すすむ所長代理(市議会議員)

4月16日(火)の4月の運営委員会が開かれ、新運営委員木村さんの紹介、活動報告、相談事例、5月の予定、片柳さんの選挙結果の報告がありました。

片柳すすむ「くらしの相談センター」所長代理の報告会開かれ

～天下第一中華～
中華料理 天龍
 ☆大小宴会も承ります☆
 ホームページ <http://www.tenryu.gr.jp/>
 川崎区東田町 6-17
 tel 044-220-3460

健康保険適用 【指定医療機関】 労災・生保・川崎市国保・老健・医療費助成・川崎市職員厚生会・京浜プラント工務協同組合
鍼・灸・訪問マッサージ
 ◆施術には各種健康保険が使えます。費用/1割負担の方で、往診料込で1回約400円。身体障害1～2級の方や生活保護法の方の治療費はかかりません。詳しくはお電話で。
 川崎中央より・きゆう院本院
 電話 044(244)1985

困った時は、ご相談ください。
 川崎医療生活協同組合
川崎協同病院
 ☆看護師大募集☆
 川崎区桜本 2-1-5
 tel 044-299-4781 fax 044-299-4788
<http://kawasaki-kyodo.hosp.jp>